

第二章 社会の一般（公的）歳入の源泉（十二）

第二部 租税（十一）

第四節 各種の収入に無差別にかかることを意図した課税（三）

消費財は必需品と奢侈品に分かれる（二）

古来の関税は大きく三系統に分けられる。最初期でおそらく最古のものは羊毛と皮革への課税で、主として輸出税だった。のちにイングランドで毛織物工業が確立すると、羊毛関税の取り漏れを避けるため毛織物にも同種の税が課された。残る二系統は、ワインに対する一トン当たりの課税「トネージ」と、その他の全品目に対する推定価額一ポンド当たりの課税「パウンデージ」である。エドワード三世治世第四十七年には、羊毛、ウールフェル（毛付き羊皮）、皮革、ワインを除く輸出入の全品目に一ポンド当たり六ペニスの税が導入された。リチャード二世治世第十四年に税率は一シリングに引き上げられたが、三年後に六ペニスに戻った。ヘンリー四世治世第二年には八ペニス、同第四年には再び一シリングとなり、その後はウェリアム三世治世第九年まで一ポンド当たり

一シリングが続いた。トネージとパウンデージは通常一つの議会法で国王に付与され、総称して「トネージ・アンド・パウンデージ補助金」と呼ばれた。パウンデージが長期にわたり一ポンド当たり一シリング、すなわち五パーセントで課され続けたため、関税行政では「サブシディ」といえば一般税率五パーセントを指すようになった。この旧サブシディはチャールズ二世治世第十二年の税率表に基づき、現在も徵収されている。税率表により課税対象品の価額を定める方法自体は、ジェームズ一世以前から存在したとされる。ウイリアム三世治世第九年および第十年の新サブシディは、多くの品目に追加の五パーセントを課した。三分の一サブシディと三分の二サブシディは、合わせてさらに五パーセントを成し、それぞれ三分の一と三分の二の割合で配分された。さらに、一七四七年のサブシディは多くの品目に第四の五パーセントを、一七五九年のサブシディは特定品目に第五の五パーセントを課した。これら五つのサブシディに加え、国家の財政需要や重商主義の原理に沿った国内取引の調整を目的として、個別品目には多様な追加関税が隨時導入されてきた。

この制度は時の経過とともに一般化し、定着して広く採用されるようになつた。旧関税は輸出入を問わず一律に課されたが、その後に設けられた四種の関税と特定品目に随

3 第二章 社会の一般（公的）歳入の源泉（十二）

時課したその他の関税や諸税は、少数の例外を除き輸入のみに課された。国産品や国内製造品の輸出に課していた古い関税の大半は軽減または撤廃され、実際には撤廃が多かつた。輸出奨励金が支給される品目もある。さらに、外国品の輸入時に納めた関税は、輸出時に全額、または多くの場合は一部が払い戻される。旧関税分の払い戻しは輸出時に半額に限られる一方、後続の関税やそのほかの課税分は、多くの品目で同様に全額が戻る。輸出を優遇し輸入を抑える傾向は、一部製造業の原材料に関わるわずかな例外を除き、一貫して続いた。商人や製造業者が、自国市場には原材料をできるだけ安く、他国の競合にはできるだけ高く供給したいと望むためである。このため、スペイン産羊毛や亜麻、生成りのリネン糸などの外国原材料は、無税での輸入が認められる場合がある。他方で、国内原材料や植民地特産の原材料の輸出は、禁止されたり高率の関税に付されたりする。イングランド産羊毛の輸出は禁止され、ビーバーの毛皮と毛、ガム・セネガの輸出には高率の関税が課された。カナダとセネガルの征服により、これらの品目でグレートブリテンがほぼ独占権を得たことが背景にある。

本書第四編では、重商主義が大多数の国民の所得にも国内の土地と労働が生み出す年間の産出額にも大きく寄与していないことを論じて検証した。さらに、歳入のうち関税

収入に限ってみても、君主の歳入にとつて格別に有利だったとは言いがたく、より好ましい結果をもたらしたとも言いにくい。

その制度の施行により、複数の品目について輸入が全面的に禁止された。この禁輸措置により当該品目の正規輸入は途絶え、業者が密輸に走る事態を招き、結果として輸入量は大幅に減少した。外国産の毛織物の輸入は完全に途絶え、外国産の絹やビロードの輸入は著しく減った。いずれの場合も、本来得られたはずの関税収入は失われた。

英国は多様な外国製品の国内消費を抑えるために高率の輸入関税を課してきたが、その政策はしばしば密輸を招き、結果として、どの場合でも、より低い税率であれば得られたはずの関税収入をかえつて下回ることになった。「税関の算術では二足す二」が四ではなく、「時に一になる」とのスワイフト博士の言葉は、この種の過度な関税の実態を的確に言い表している。そもそも、重商主義が租税を歳入の手段ではなく独占の道具とみなす考え方を広めなければ、こうした高関税が課されることはなかつただろう。

国内產品や工業製品の輸出に伴う奨励金と、大量の外国貨物の再輸出に伴つて支払われる戻税は、不正を誘発し、国庫に最も損害を与える類いの密輸を生んできた。奨励金や戻税を得るため、貨物をいつたん積み出して外海に出し、まもなく国内の別の地点で

5 第二章 社会の一般（公的）歳入の源泉（十二）

ひそかに再上陸させる手口が広く知られている。こうした制度に伴う関税の減収は、不正な取得が多いこともあり、極めて大きい。一七五五年一月五日で終わる年度の関税総収入は五百六万八千ポンドで、この歳入から支払われた奨励金は、穀物向けはなかつたにもかかわらず十六万七千八百ポンド、手形や証明書に基づく戻税は二百十五万六千八百ポンドで、両者の合計は二百三十二万四千六百ポンドとなつた。控除後の関税収入は二百七十四万三千四百ポンドにとどまり、さらに人件費などの管理経費二十八万七千九百ポンドを差し引くと、その年の関税純収入は二百四十五万五千五百ポンドとなつた。管理経費は関税総収入に対して五から六パーセント、奨励金と戻税を控除した後の残額に対しても一割超に当たつた。

ほとんどの輸入品に高い関税が課されているため、輸入業者は密輸に頼つて正式な申告を最小限にとどめる。これに対し輸出業者は実数を上回る数量で申告し、免税対象の品目の取扱量の多さを誇示して体面を保ち、さらに奨励金や還付金を得ようとする。こうして税関の帳簿や記録上は輸出が輸入を大きく上回つて記載され、貿易収支を国力や繁栄の尺度とみなす政治家にとって格好の慰めや安心材料となる。

輸入される品目は特段の免除がない限り原則として関税の対象となり、関税率表にな

い品目が輸入された場合は、輸入者の宣誓に基づく申告価格に応じ、価格二十シリングごとに四シリングと九ペンスおよび二十分の九ペンスを課す。これは概ねサブシディーを五回課すのと同じで、すなわちパウンデージ五回分に相当する。関税率表は極めて網羅的で、使用頻度の低い品目まで掲げられ、一般にはなじみの薄い品目も多い。そのため、どの項目に分類しその税率を適用するかはしばしば不明確で、誤りがあれば税関職員の立場が危うくなり、輸入者には多大な手間と費用、苛立ちをもたらす。分かりやすさや正確さ、区分の明瞭さという点では、関税は物品税に劣る。

支出規模に応じて社会の幅広い層が公的歳入に寄与できるようにするために、すべての品目に一律課税する必要はない。国内消費に課される物品税は、関税と同様に負担の公平性をおおむね確保でき、その対象は日常的に広く消費される品目のうちのごく少数に限られる。さらに、関税も制度設計や運用が適切であれば、歳入を損なわずに对外貿易に利点をもたらしつつ、対象を少数の品目に絞ることができる。

英國で一般に消費される輸入品の主なものは、外国産のぶどう酒やブランデー、アメリカや西インド諸島の砂糖、ラム酒、たばこ、ココナッツ、東インドの茶、コーヒー、陶磁器、各種の香辛料、織物や綿布などである。これらが現行の関税収入の大部分を占

めると見込まれる。ここに挙げた少数の例外を除けば、多くの外国製造品への課税は歳入確保ではなく、国内市场で自国の商人に優位を与える独占を維持することを目的とした。各種の禁止を撤廃し、経験に基づき、各品目で歳入が最大化される範囲の適正な税を一律に課せば、国内市场で自国の職工はなお相応の優位を保てるうえ、現在は収入がないかごくわずかしか生まない多くの品目からも、きわめて大きな歳入が見込める。

重税や高税率によつて税負担が過度になると、課税対象品目の消費が落ち込み、密輸が生じやすくなる。その結果、政府の税収はより穩当な中程度の税率で得られるはずの水準をしばしば下回る。

消費の落ち込みが税収減を招いている局面では、有効な対策は課税水準の引き下げである。

歳入の減少が密輸の助長によるものなら、対応は二つに限られる。密輸の誘惑を抑えるか、実行を難しくするかである。前者は減税、すなわち税率の引き下げや税負担の軽減によってのみ実現でき、後者は密輸防止に適した取り締まりと行政運営の体制を整えることで達成できる。

経験と実務の蓄積に照らせば、物品税法の法体系は関税よりも密輸の手口を抑止し現

場の業務を統制し、業者の行動に抑制をかける効果が大きいと考えられる。このため、各税目の性格や課税の性質が許す範囲で関税行政の運用に物品税行政の管理手法や仕組みを取り入れて水準を近づければ、密輸は一段と困難になり、障壁も一層高くなるはずだ。加えて、こうした見直しや制度改正は比較的容易だとする見方は広く共有される。

関税の対象品を輸入する際、輸入業者は自社の私設倉庫に収めるか、鍵は税関が管理し開封は職員立ち会い時に限られる公費または自費で運営される税関管理倉庫に蔵置するかを選べる。私設倉庫を選べばその場で関税を全額納付し、還付はない。税関は私設倉庫を隨時訪問して検査を行い、在庫と納税済み数量の一致を確認する。税関管理倉庫を使えば国内消費向けに持ち出すまで課税は猶予され、輸出向けに持ち出す分は適正な担保の提供を条件に免税となる。これらの品を扱う卸売業者や小売業者は査察に隨時応じ、店舗や倉庫の在庫がすべて納税済みであることを適切な証明書で示す義務がある。

輸入ラム酒の物品税は現在この方式で徴収されており、この枠組みを輸入関税全般に広げることも可能だが、対象は日常的に広く消費される少数の品目に限るべきだ。ほぼ全品目に広げれば十分な収容能力をもつ税関管理倉庫の確保は難しく、保存や管理に配慮

を要する繊細な品目は事業者が自社以外の倉庫に安心して預けづらい。

適切な執行体制の下で、比較的高い関税であっても密輸を相応に抑え、税率を歳入の最大化に合わせて機動的に調整し、課税は常に歳入確保の手段とし独占の保護目的には用いないのであれば、日常的に広く消費される少数の輸入品に絞って課税しても現行の関税純収入に少なくとも匹敵する歳入を確保できる。関税制度は物品税並みに簡素で確実かつ正確な仕組みに整理できる。再輸出されたのち国内で再揚陸されて消費される外国貨物に関し、払い戻しのために現在失っている歳入も、この方式ならそのまま維持できる。さらに、過去に前払いされた物品税の実質的な払い戻しに当たる場合を除き国産品への輸出奨励金を廃止すれば、改革後の関税純収入は従来水準に十分並ぶ。

制度改革を行つても国の歳入が減らないのであれば、国内の貿易や製造業は大きな恩恵を受ける。非課税品の比率が高まり、生活必需品や製造原材料などは各市場で自由に取引できるようになる。必需品が自由に流通すれば物価は下がり、名目賃金が下がつても実質所得は損なわれない。暮らしの実質は貨幣の額面ではなく、その貨幣でどれだけの必需品を買えるかで決まるからである。名目賃金の下落は国内製造品の価格をほぼ同率で押し下げ、輸出の価格競争力を高める。原材料が無税なら、その効果はいつそう大

きい。例えば中国やインドから生糸を関税なしで輸入できれば、イングランドの絹業はフランスやイタリアの競合国より安く販売できる。外国産の絹やビロードを禁輸する必要はなく、低価格によつて国内市場を確保し、海外市場でも優位に立てる。課税品であつても状況は好転する。輸出向けに保税倉庫から払い出す際に免税とすれば取引は完全に自由化され、回送貿易にも最良の条件が整う。内需向けの払い出しでも、輸入者は販売時まで税を前払いせずに済み、輸入時点での納税する場合より安く供給できる。したがつて、同じ税負担であつても課税品の国内向け取引も現在より有利に運ぶ。

サー・ロバート・ウォルポールが掲げた著名な物品税構想は、ワインとたばこを対象に本稿の提案とほぼ同じ仕組みの確立を目指したが、議会に提出された法案は二品目に限られていたにもかかわらず、より広範な同種制度への布石と受け止められ、党派的な思惑と密輸業者の利害が重なつて根拠の乏しい激しい反対が広がり、当時の大臣は法案を取り下げる。その後は、同様の騒動や非難を招くことを恐れて、後任の大臣も政権もこの構想を再び取り上げることができなかつた。

国内で消費される輸入品のうち贅沢品に課される関税は、例外的に低所得層や貧困層にも影響が及ぶことがあるものの、負担の中心はおおむね中間層から上位層の消費者で

あり、例えばワイン、コーヒー、チョコレート、茶、砂糖に対する関税が挙げられる。

国内生産かつ国内消費の安価な嗜好品に対する物品税は、各階層の支出規模に応じて、身分にかかわらずおおむね公平に負担が行き渡る。所得の低い層は、麦芽やホップ、ビールやエールなど自家消費にかかる税を負担し、富裕層は自らの消費に加えて、雇用する使用人の消費に伴う税も負担する。